

令和 7 年 1 1 月 1 2 日
子ども・若者部児童課

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

1. 主旨

区立瀬田小学校改築に伴い、瀬田小新ＢＯＰ学童クラブの活動場所を一時的に瀬田中学校内に移転していたが、新校舎棟の完成により、世田谷区学童クラブ条例別表の瀬田小新ＢＯＰ学童クラブの活動場所を変更する必要性が生じたため、改正する条例案を令和 7 年第 4 回区議会定例会へ提案する。

2. 内容

世田谷区立瀬田小新ＢＯＰ学童クラブの活動場所を変更する。

3. 施行日

令和 8 年 3 月 9 日

4. 改正案

条例新旧対照表

改正後	改正前
別表（第 3 条関係） 瀬田小新ＢＯＰ学童クラブ 活動場所 東京都世田谷区瀬田二丁目 <u>1 5</u> 番 1 号	別表（第 3 条関係） 瀬田小新ＢＯＰ学童クラブ 活動場所 東京都世田谷区瀬田二丁目 <u>1 7</u> 番 1 号

5. 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 3 月 7 日 移転

3 月 9 日 新ＢＯＰ学童クラブの使用開始